

粉じん計較正申請の目的等に係るアンケート調査集計結果

平成30年度の粉じん計の較正申請者のうちから、当該粉じん計の所有者である申請者671件をアンケート対象として、令和元年8月9日付けで送付した消費税改定等に係るお知らせと併せて調査票を配布いたしました。

そのうち、令和元年12月末までに419件から回答が回収(419/671≒回収率62.4%)できました。これを集計した結果を以下のとおりお知らせいたします。

アンケートにご協力いただきました皆様にあらためて御礼申し上げます。

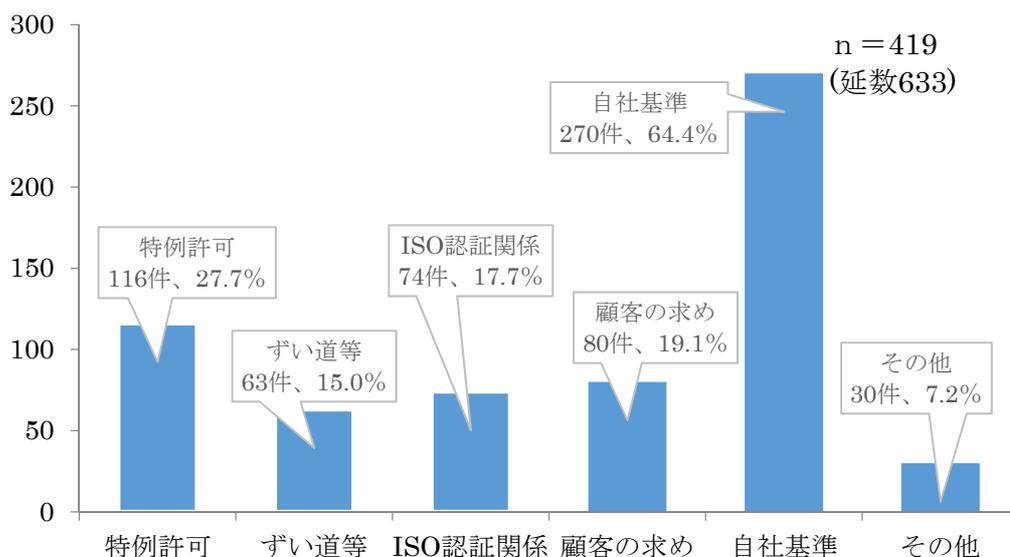
1. 較正の目的について

(1)粉じん計を較正する目的について下記の①～⑥の選択肢から複数回答有りの条件で回答を求めた結果は下表・下図のとおりとなった。

- ①粉じん計第26条第3項の特例許可測定のため実施している。
- ②ずい道など、通達、ガイドラインに基づく測定のため実施している。
- ③自社又は顧客のISO認証取得の関係で実施している。
- ④顧客から較正器を使用することを求められることがあり実施している。
- ⑤測定の精度担保等のための自社内の基準に従い実施している。
- ⑥その他(具体的に記述してください)

| | 特例許可 | ずい道等 | ISO 認証関係 | 顧客の求め | 自社基準 | その他 | 計 |
|--------|------|------|----------|-------|------|-----|---------|
| 件数 | 116 | 63 | 74 | 80 | 270 | 30 | 633(延数) |
| 割合(%)※ | 27.7 | 15.0 | 17.7 | 19.1 | 64.4 | 7.2 | |

※全回答(実数419)に対する割合



設問1(1) 較正の目的について(複数回答有り)

較正申請の目的として最も多かったのは⑤「測定の精度担保等のための自社内の基準に従い実施している。」で、回答のあった実数419件のうち270件(64.4%)とほぼ3分の2を占めた。

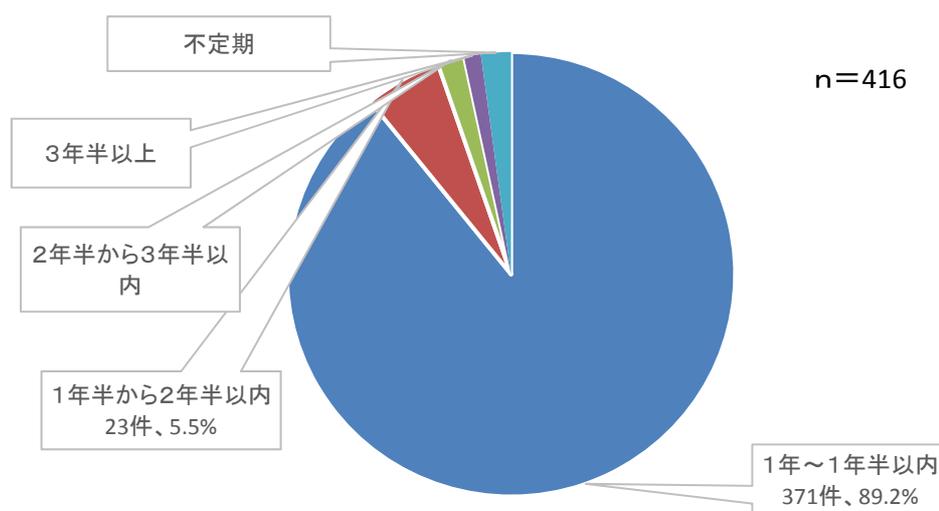
次いで粉じん障害防止規則第26条第3項に基づく測定、いわゆる特例許可制度に係る粉じんの作業環境測定のために較正を実施している割合が2番目に多く、約4分の1の27.7%であった。ガイドライン等により較正した粉じん計を使用することが求められていることや顧客の求めと言ったこと等が続くがいずれも1割から2割程度の範囲であった。

なお、⑥「その他」として回答に挙げられていたものは、詳細未記入であった1件を除き大きくりに整理すると労働局の指導により実施が10件、測定の精度を確保する為が6件、作業環境測定に使用する為及びモデル様式に較正年月日を記入する為が4件と続いた。

(2)粉じん計の概ねの較正実施頻度について下記の①～⑤の選択肢から回答を求めた結果は下表・下図のとおりとなった。

- ① 1年～1年半以内
- ② 1年半から2年半以内
- ③ 2年半から3年半以内
- ④ 3年半以上
- ⑤ 不定期

| | 1年～ 1年半以内 | 1年半から 2年半以内 | 2年半から 3年半以内 | 3年半以上 | 不定期 | 計 |
|-------|--------------|----------------|----------------|-------|-----|-----|
| 件数 | 371 | 23 | 8 | 5 | 9 | 416 |
| 割合(%) | 89.2 | 5.5 | 1.9 | 1.2 | 2.2 | |



設問1(2) 粉じん計の概ねの較正実施頻度について

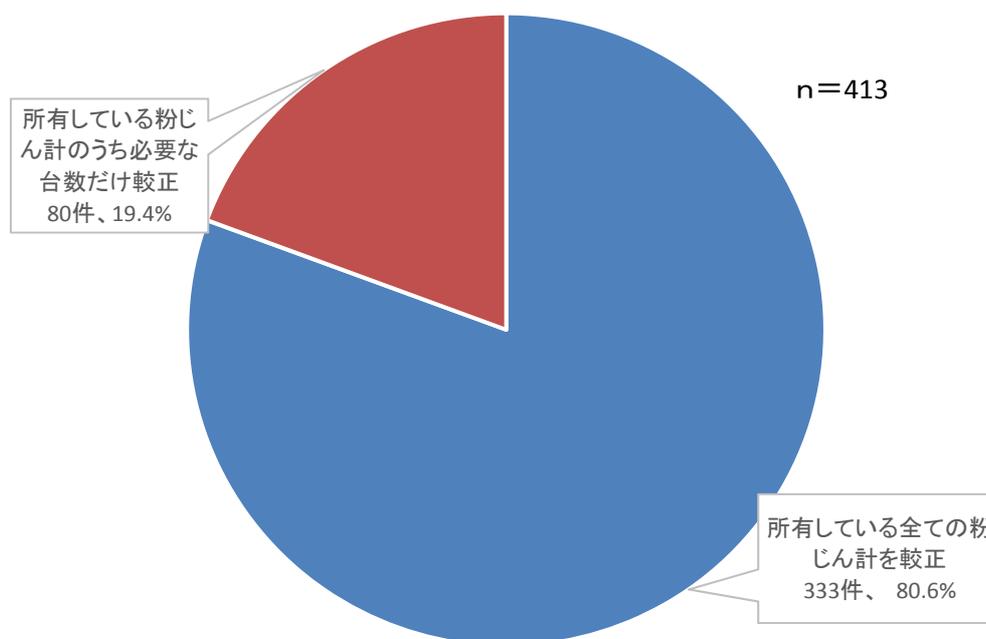
校正実施頻度として最も多かったのは①「1年～1年半以内」で、回答のあった416件に対して371件(89.2%)と約9割を占めた。

(3) 所有している粉じん計の校正の状況について下記の①及び②の選択肢から回答を求めた結果は下表・下図のとおりとなった。

①所有している全ての粉じん計を校正している。

②所有している粉じん計のうち必要な台数だけ校正している。

| | 所有している 全ての粉じん計 | 必要な台数のみ | 計 |
|-------|-------------------|---------|-----|
| 件数 | 333 | 80 | 413 |
| 割合(%) | 80.6 | 19.4 | |



設問 1 (3) 所有している粉じん計の校正の状況について

校正の状況としては①「所有している全ての粉じん計を校正している。」といったものが回答のあった413件に対して333件(80.6%)であった。この結果については、その使用時に校正を受けたものでなければならないという法令等の縛りの有無にかかわらず、粉じん計の精度担保の重要性を理解されている申請者が多いと思われる結果であった。

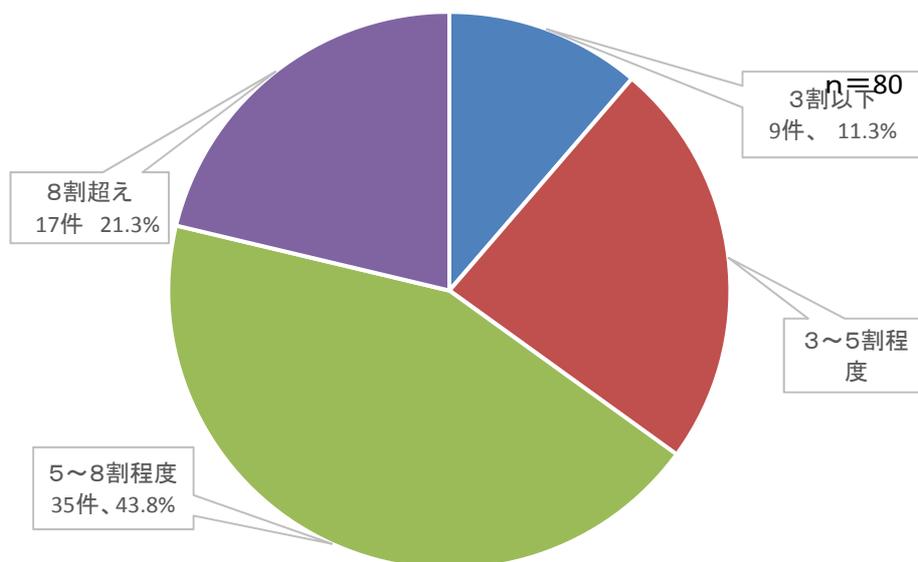
また、②「所有している粉じん計のうち必要な台数だけ校正」しているというものについては、基本的に比較的多く粉じん計を所有していて、かつ、法令等に基づき校正を受けた粉じん計の必要数との兼ね合いで調整しているものもあると思われる。

(4)上記(3)で②と回答した者に対して、所有している粉じん計のうち較正している粉じん計の概ねの割合について下記の①及び④の選択肢から回答を求めた結果は下表・下図のとおりとなった。(設問1(3)で①「所有している粉じん計全てを較正」していると回答したにもかかわらずここで回答している27件を除く。)

- ①3割以下
- ②3～5割程度
- ③5～8割程度
- ④8割超え

| | 3割以下 | 3～5割程度 | 5～8割程度 | 8割超え | 計 |
|--------|------|--------|--------|------|----|
| 件数 | 9 | 19 | 35 | 17 | 80 |
| 割合(%)※ | 11.3 | 23.8 | 43.8 | 21.3 | |

※四捨五入の関係上、割合の合計は100にならない。



「必要な台数のみ較正」の場合の 所有している粉じん計のうち較正している粉じん計の概ねの割合について

設問1(3)と関連した問となっており、設問1(3)で②「所有している粉じん計のうち必要な台数のみ較正」と回答した者(80件)に対して、所有するうちの何割程度を較正に出しているか聞いたものである。回答件数は、設問1(3)で、①「所有している全ての粉じん計を較正している。」と回答していたうちの27件を含む、107件となっているが、当該27件の回答は明白な誤記のためこれは除く。

回答のあった80件のうち、所有する粉じん計のうち5割以上を較正に出している数は52件(65.1%)で、所有している粉じん計のうち一部といっても半分以上の粉じん計を較正して使用しているという結果であった。

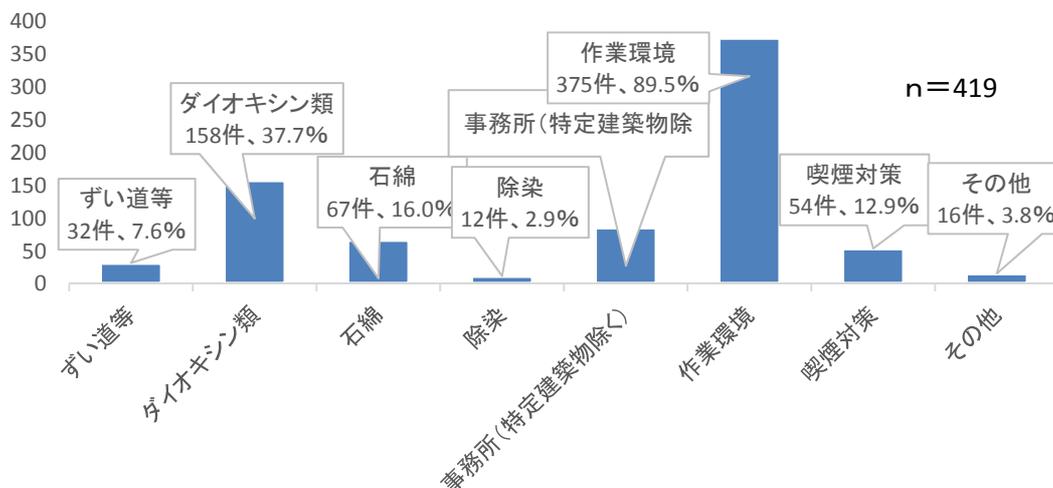
2. 校正した粉じん計の用途について下記の①～⑧の選択肢から複数回答有りの条件で回答を求めた結果は下表・下図のとおりとなった。

(複数回答有り)

- ① ずい道等
- ② ダイオキシン類
- ③ 石綿
- ④ 除染
- ⑤ 事務所(特定建築物除く)
- ⑥ 作業環境
- ⑦ 喫煙対策
- ⑧ その他(具体的に記述してください)

| | ずい道等 | ダイオキシン類 | 石綿 | 除染 | 事務所(特定建築物除く) | 作業環境 | 喫煙対策 | その他 | 計 |
|--------|------|---------|------|-----|--------------|------|------|-----|-------------|
| 件数 | 32 | 158 | 67 | 12 | 86 | 375 | 54 | 16 | 800 (延数) |
| 割合(%)* | 7.6 | 37.7 | 16.0 | 2.9 | 20.5 | 89.5 | 12.9 | 3.8 | |

※全回答(実数 419)に対する割合



設問 2 校正した粉じん計の用途について (複数回答有り)

回答のあった実数 419 件のうち最も回答が多かったのは⑥「作業環境」で使用するというもので 375 件(89.5%)であった。次に多かったのは、ガイドライン、通達等で粉じん計の型式ごとに質量濃度変換係数が示されている形態のものうち、ずい道等における換気効果の確認の測定に用いられる粉じん計が 158 件(37.7%)となった。

なお、⑧「その他」として回答に挙げられていたものは、オイルミスト、学校環境衛生基準に基づき浮遊粉じん測定を行うため、レンタルのためといった目的のものがそれぞれ 2 件ずつ見受けられた。

以上